

岐阜県公報

第二千四百四十九号
平成二十五年五月三十一日

(金曜日)

目次

告示

- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 三六六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 三六八
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (同) 三六八
- 多治見都市計画火葬場事業の認可 (都市政策課) 三六九
- 保安林の指定予定 (可茂農林事務所) 三六九

選挙管理委員会告示

- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 三六九
- 政治団体の異動事項の公表 (同) 三七〇
- 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 三七一
- 資金管理団体の異動事項の公表 (同) 三七二
- 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 三七二
- 資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表 (同) 三七二
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 三七三

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 三七三
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 三七三
- 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (農地整備課) 三七四
- 基本測量の実施 (用地課) 三七四
- 基本測量の終了 (同) 三七五

公共測量の実施 (同) 三七五
正誤

目次中訂正 (法務・情報公開課) 三七七

告 示

岐阜県告示第三百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市谷合字古瀬屋九七一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町舟原字がんど畑四三四の三、四三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝二間手字栢尾山六三〇の一、六三〇の五から六三〇の九まで、和良町土京字二ツ釜二五一一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び郡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町門坂字コバタ一四七〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲高科字一ノ瀬四四八の三、四四八の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場
に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平四一〇〇〇三三、四一〇〇〇三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
西平 2	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林（揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八三番五、二二八三番八、二二九〇番四四、二二九〇番四五、二二九〇番四七及び二二九〇番四八を除く。）を除く。（次の図に示すとおりとする。）</p> <p>揖斐郡揖斐川町北方</p> <p>字西平 一三六一番一 一号</p> <p>字松尾 二二九〇番一 二号、三号及び八号</p> <p>二二八八番 四号及び五号</p> <p>二二八五番一 六号</p> <p>字西平 一三六二番一 七号</p>	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林（揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八〇番一三、二二八一番一、二二八一番三、二二八二番二及び二二八四番二を除く。）を除く。</p>

区域名	区	域
西平 3	<p>（次の図に示すとおりとする。）</p> <p>揖斐郡揖斐川町北方</p> <p>字松尾 二二八三番一 一号</p> <p>二二八二番一 二号及び三号</p> <p>二二八四番一 四号及び五号</p> <p>二二八一番一 六号及び七号</p> <p>二二八〇番七 八号</p> <p>字西平 一三六五番八 九号</p> <p>一三六四番三 十号</p> <p>一三六三番三 十一号</p> <p>一三六三番一 十二号</p> <p>一三六五番五 十三号</p> <p>字松尾 二二八六番六地先道路敷 十四号</p>	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二十四年岐阜県告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

区域名	区	域
西平	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林（揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八〇番一を除く。）を除く。（次の図に示すとおりとする。）</p> <p>揖斐郡揖斐川町北方</p> <p>字松尾 二二八〇番四 一号</p> <p>二二八〇番一 二号</p> <p>二二七九番一 三号及び四号</p> <p>字登瀬古 一四二七番一 五号及び六号</p>	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により多治見都市計画火葬場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

多治見市

二 都市計画事業の種類及び名称

多治見都市計画火葬場事業 一 多治見市火葬場

三 事業施行期間

平成二十五年五月三十一日から
同 二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 多治見市大藪町上迫間洞他地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町河岐字前山一四八の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大垣歯科医師連盟	杉山 勝治	馬淵 直樹	大垣市恵比寿町南7 1 14
なかよしの党岐阜県支部	伊藤 素子	草野 定美	揖斐郡揖斐川町上南方630 30

岐阜県選挙権者数調査結果(平成二十五年五月三十一日)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり並びに公表する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県選挙権者数調査結果
 総務部 大 塚 栄 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
社会民主党岐阜県恵那支部	会計責任者	佐藤 孝治	今井 三郎
自由民主党岩村町支部	代表者	堀井 文博	西尾 公男
	会計責任者	三輪 哲司	藤井 証三
自由民主党小坂町支部	代表者	大森 清雄	大森 喜一
	会計責任者	桃原 誠招	古瀬 真希
自由民主党可见市支部	主たる事務所の所在地	下呂市小坂町無数原393	下呂市小坂町無数原306
	代表者	小原 尚	可见 慶志
自由民主党岐阜県第一選挙区支部	会計責任者	合澤 一利	島 徳之

自由民主党白鳥町支部	会計責任者	大前 令子	山田 亨
自由民主党多治見市支部	主たる事務所の所在地	多治見市音羽町3 17 3	多治見市白山町1 15
自由民主党羽島郡支部	代表者	田中 勝士	船橋 義明
自由民主党山岡町支部	主たる事務所の所在地	羽島郡笠松町米野58 9	羽島郡笠松町東陽町12
	代表者	後藤 康司	勝 滋幸
新しい県政をつくる会	代表者	安藤 賢史	勝 滋幸
	主たる事務所の所在地	恵那市山岡町田沢33 32 1	恵那市山岡町下手向495 3
新しい中津川市政をつくる会	代表者	山内 多門	升 輝彦
	主たる事務所の所在地	中津川市本町3 1 36	中津川市中津川3022 19
伊藤功後援会	代表者	石川 真恵	石川 まさと
	代表者	仙石 正和	赤塚 勲
いもに会	代表者	櫻田 正司	藤井 勝良
	主たる事務所の所在地	可见市桜ヶ丘4 14 7	可见市桜ヶ丘3 9
小川ふきとみんなの広場	代表者	小林 俊一	安藤 国市
	代表者	各務幸次後援会	吉田 佳昭
笠原古屋会	主たる事務所の所在地	多治見市日ノ出町1 29 5	多治見市白山町1 15

太田まつじ後援会	太田 松次	太田 純子	各務原市鶴沼宝積寺町3 5	69	平成25年 4月24日		
河村ひろし後援会	可 児 整	河 村 弥生	可児市今渡1332 1	1	平成24年 5月31日		
国民の生活が第一岐阜県第1区総支部	笠 原 多見子	矢 島 佳介	岐阜市長良枝文町17		平成25年 2月28日		
青年市長をつくる会	新 田 和之	新 田 舞	各務原市蘇原六軒町2 27 2	27 2	平成25年 4月30日		
誠友クラブ	林 惟 勝	井 深 謙	岐阜市徹明通5 8	8	平成25年 3月21日		
大進会	山 田 大 彦	兼 田 兼 正	岐阜市神田町2 15	15	平成25年 3月28日		
中村かずゆき後援会	中 村 眞 之	源 正	本巣部北方町朝日町1 8	8	平成25年 5月8日		
山田大後援会	森 島 靖 雄	兼 田 兼 正	岐阜市神田町2 15	15	平成25年 3月28日		

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
石川 真恵	石川まさたとを育てる会	代表者	石川 真恵	石川まさと
橋本 勉	橋本へん維新の会	主たる事務所所在地	揖斐郡揖斐川町三輪952	大垣市林町5 23

岐阜県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号

の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名
荒井 信一	高山市長	あらい信一後援会	高山市江名子町5211 3	荒井 信一
太田 松次	各務原市議会議員	太田まつじ後援会	各務原市鶴沼宝積寺町3 69	太田 松次
山田 大	岐阜市議会議員	大進会	岐阜市神田町2 15	山田 大

岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定の例

により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定の例により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	(死亡した)代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
誠友クラブ	岐阜市徹明通58	船 戸 清	平成25年3月26日

(備考) 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は船戸清、公職の種類は岐阜市議会議員である。

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定した。その届出は、

平成二十五年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
社会福祉法人清風会 ムハニビルズ	特別養護老人ホーム	美濃加茂市峰屋町伊瀬540番地1		
医療法人社団誠道会 ラーション病院	各務原リハビリ	各務原市鵜沼山崎町6丁目8番地2		
社会福祉法人浩仁会 養護老人ホームIB	地域密着型特別	揖斐郡揖斐川町長良657番地1		
社会福祉法人浩仁会 養護老人ホーム桜坂	地域密着型特別	揖斐郡大野町野479番地1		

社会福祉法人浩仁会 地域密着型特別
養護老人ホームセンター・ケアおおの
揖斐郡大野町黒野190番地1

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年五月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心をつなぐホースセラピーぐりん・はあと
- 三 代表者の氏名 近藤 聡
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市屋井九〇六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、健康な人や心身に障がいを持った人など幼児から高齢者まですべての人に対して、豊かな環境の中で馬を活用したホースセラピーをはじめ、生き物や自然や農業に関わる活動により、心身ともに充実し生き甲斐をもって生活できるような支援に関する事業を行い、青少年の健全育成をはじめ、人と人との交流及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年五月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 関市寿町複合店舗

関市寿町二丁目八一

二 意見の概要

関市長の意見

・騒音の発生に係る事項については、定常騒音・変動騒音・衝撃騒音それぞれに対し、周辺住環境に配慮した対応をお願いしたい。

・出店計画地周辺は、小中学校の通学路となっており、車両の出入り等、交通量の増大も予想されるため、工事期間含め通学する児童生徒の安全確保に配慮いただきたい。

(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年五月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ北方高屋店

本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目六番 外

二 意見の概要

北方町長の意見

・交通誘導員の配置など、交通安全対策を徹底されたい。児童・生徒の登下校時は特に配慮願いたい。

・地元自治会とのコンセンサスを十分に図られたい。

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議にかかる概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を揖斐川町長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
揖斐川地区	揖斐川町役場	平成二五・六・五・三・一

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

三 作業期間

平成二十五年六月二十四日から

同 年十二月二十七日まで

四 作業地域

恵那市、美濃加茂市、土岐市、山県市、郡上市及び加茂郡白川町

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十五年六月二十四日から

同 年十二月二十七日まで

四 作業地域

高山市、関市、恵那市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市及び大野郡白川村

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十五年六月三日から

同 二十六年三月十四日まで

四 作業地域

下呂市

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

三 作業期間

平成二十四年五月二十五日から

同 二十五年三月二十九日まで

四 作業地域

県内全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により中津川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの
で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

中津川市

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成及び修正）

三 作業期間

平成二十五年五月十日から

同 二十六年三月二十五日まで

四 作業地域

中津川市（山間部を除く。）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年五月十四日から

同 年六月三十日まで

四 作業地域

美濃加茂市西町及び前平町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により土岐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

土岐市

二 作業種類

公共測量（土岐市都市計画図更新）

三 作業期間

平成二十五年五月二十七日から

同 二十六年三月二十八日まで

四 作業地域

土岐市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本巢町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本巢市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十五年五月二十七日から
同 二十六年三月二十日まで
四 作業地域
本巢市

正 誤

(校正誤り)

平成二十五年五月十日第二千四百四十三号 目次三一九頁上段前から六行目中「土地改良区清算人の就任」は、「土地改良区清算人の退任」の誤り。

平成二十五年五月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社